

令和6年松原市議会第1回定例会付議事件

- 報告第1号 令和5年度松原市一般会計補正予算（第6号）専決処分の承認を
求めることについて
- 議案第1号 令和5年度松原市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第2号 令和5年度松原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 令和6年度松原市一般会計予算
- 議案第4号 令和6年度松原市国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 令和6年度松原市水道事業会計予算
- 議案第6号 令和6年度松原市下水道事業会計予算
- 議案第7号 令和6年度松原市介護保険特別会計予算
- 議案第8号 令和6年度松原市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第9号 令和6年度丹南財産区特別会計予算
- 議案第10号 令和6年度若林財産区特別会計予算
- 議案第11号 令和6年度岡財産区特別会計予算
- 議案第12号 令和6年度大堀財産区特別会計予算
- 議案第13号 令和6年度小川財産区特別会計予算
- 議案第14号 令和6年度一津屋財産区特別会計予算
- 議案第15号 令和6年度別所財産区特別会計予算
- 議案第16号 令和6年度田井城財産区特別会計予算
- 議案第17号 松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 松原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 松原市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 松原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

別冊

- 議案第23号 松原市南部大阪都市計画田井城6丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定について
- 議案第24号 松原市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 松原市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 松原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第27号 松原市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第28号 (仮称)北認定こども園建設工事請負契約について
- 議案第29号 市道路線の認定及び廃止について

報告第1号

令和5年度松原市一般会計補正予算（第6号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 5 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 6 号)

専決第 1 号

令和5年度松原市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度松原市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,469,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月5日専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19. 諸 収 入		千円 2, 8 0 3, 4 4 9	千円 5 8 6, 8 4 4	千円 3, 3 9 0, 2 9 3
	5. 雑 入	2, 7 4 9, 2 7 2	5 8 6, 8 4 4	3, 3 3 6, 1 1 6
歳 入	合 計	5 1, 8 8 2, 8 5 4	5 8 6, 8 4 4	5 2, 4 6 9, 6 9 8

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 29,637,631	千円 346,844	千円 29,984,475
	1. 社会福祉費	12,114,159	346,844	12,461,003
5. 産業経済費		877,934	240,000	1,117,934
	2. 商工費	792,671	240,000	1,032,671
歳出	合計	51,882,854	586,844	52,469,698

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	令和5年度低所得者支援臨時給付金支給事業	千円 326,016
5. 産業経済費	2. 商工費	令和6年度臨時プレミアム付商品券事業	240,000

令和 5 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 6 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,091,534 <small>千円</small>		15,091,534 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	185,000		185,000
3. 利 子 割 交 付 金	14,000		14,000
4. 配 当 割 交 付 金	115,000		115,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,000		83,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	278,000		278,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,850,000		2,850,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000		46,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	114,000		114,000
10. 地 方 交 付 税	8,850,000		8,850,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,500		15,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	247,777		247,777
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	523,464		523,464
14. 国 庫 支 出 金	11,445,306		11,445,306
15. 府 支 出 金	4,359,953		4,359,953
16. 財 産 収 入	315,337		315,337
17. 寄 附 金	245,342		245,342
18. 繰 入 金	417,496		417,496

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	2,803,449 <small>千円</small>	586,844 <small>千円</small>	3,390,293 <small>千円</small>
20. 市 債	2,927,300		2,927,300
21. 繰 越 金	955,396		955,396
歳 入 合 計	51,882,854	586,844	52,469,698

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	340,669		340,669				
2. 総 務 費	4,312,102		4,312,102				
3. 民 生 費	29,637,631	346,844	29,984,475				346,844
4. 衛 生 費	3,240,040		3,240,040				
5. 産 業 経 済 費	877,934	240,000	1,117,934				240,000
6. 土 木 費	4,096,504		4,096,504				
7. 消 防 費	1,501,287		1,501,287				
8. 教 育 費	3,959,941		3,959,941				
9. 公 債 費	3,866,746		3,866,746				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	51,882,854	586,844	52,469,698				586,844

2. 歳 入
 (款) 19. 諸収入
 (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 雑 入	千円 2,749,253	千円 586,844	千円 3,336,097	1. 雑 入	千円 586,844	雑入 千円
計	2,749,272	586,844	3,336,116			

3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国府支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉 総務費	千円 2,747,337	千円 346,844	千円 3,094,181	千円	千円	千円	千円 346,844	10. 需用費 519	千円 272 247	千円 818 401	令和5年度低所得者支援臨時 給付金支給事業 346,844
								11. 役務費 1,219	通信運搬費 818	手数料 401	
								12. 委託料 5,106	その他委託料		
								19. 扶助費 340,000			
計	12,114,159	346,844	12,461,003				346,844				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	千円 396,363	千円 240,000	千円 636,363	千円	千円	千円	千円 240,000	12. 委託料 70,000	千円 70,000	その他委託料 令和6年度臨時プレミアム付 商品券事業 240,000
								18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 170,000	補助金
計	792,671	240,000	1,032,671				240,000			

令和 5 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 7 号)

令和 5 年度松原市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度松原市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 5, 2 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2, 8 3 4, 9 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 11,445,306	千円 149,251	千円 11,594,557
	1. 国庫負担金	10,407,094	110,750	10,517,844
	2. 国庫補助金	1,007,608	38,501	1,046,109
15. 府支出金		4,359,953	5,500	4,365,453
	1. 府負担金	3,236,604	4,000	3,240,604
	2. 府補助金	921,552	1,500	923,052
19. 諸収入		3,390,293	142,661	3,532,954
	5. 雑収入	3,336,116	142,661	3,478,777
20. 市債		2,927,300	67,800	2,995,100
	1. 市債	2,927,300	67,800	2,995,100
歳入	合計	52,469,698	365,212	52,834,910

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民 生 費		千円 29,984,475	千円 252,506	千円 30,236,981
	1. 社会福祉費	12,461,003	115,506	12,576,509
	3. 生活保護費	6,467,895	137,000	6,604,895
4. 衛 生 費		3,240,040	7,906	3,247,946
	1. 保健衛生費	1,337,547	7,906	1,345,453
8. 教 育 費		3,959,941	104,800	4,064,741
	3. 中学校費	260,973	104,800	365,773
歳 出	合 計	52,469,698	365,212	52,834,910

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	(仮称)北認定こども園建設事業	千円 507,220
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	9,122
6. 土木費	2. 道路橋りょう費	天美駅前西線道路改良事業	39,900
	3. 都市計画費	天美北第一公園整備事業	33,845
8. 教育費	3. 中学校費	松原第六中学校大規模改造事業	104,800

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償還の方法
義務教育施設 整備事業	千円 14,800	政 府 銀 行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以 内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内） 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。た だし財政の状況により償還年 限を短縮し、繰上償還をし、 又は借換えることができる。	千円 82,600	同 左	同 左	同 左	同 左

令和 5 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 7 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,091,534 <small>千円</small>		15,091,534 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	185,000		185,000
3. 利 子 割 交 付 金	14,000		14,000
4. 配 当 割 交 付 金	115,000		115,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,000		83,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	278,000		278,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,850,000		2,850,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000		46,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	114,000		114,000
10. 地 方 交 付 税	8,850,000		8,850,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,500		15,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	247,777		247,777
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	523,464		523,464
14. 国 庫 支 出 金	11,445,306	149,251	11,594,557
15. 府 支 出 金	4,359,953	5,500	4,365,453
16. 財 産 収 入	315,337		315,337
17. 寄 附 金	245,342		245,342
18. 繰 入 金	417,496		417,496

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	3,390,293 <small>千円</small>	142,661 <small>千円</small>	3,532,954 <small>千円</small>
20. 市 債	2,927,300	67,800	2,995,100
21. 繰 越 金	955,396		955,396
歳 入 合 計	52,469,698	365,212	52,834,910

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	340,669		340,669				
2. 総務費	4,312,102		4,312,102				
3. 民生費	29,984,475	252,506	30,236,981	117,773			134,733
4. 衛生費	3,240,040	7,906	3,247,946				7,906
5. 産業経済費	1,117,934		1,117,934				
6. 土木費	4,096,504		4,096,504				
7. 消防費	1,501,287		1,501,287				
8. 教育費	3,959,941	104,800	4,064,741	36,978	67,800		22
9. 公債費	3,866,746		3,866,746				
10. 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	52,469,698	365,212	52,834,910	154,751	67,800		142,661

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民 生 費 国庫負担金	千円 10,049,175	千円 110,750	千円 10,159,925	1. 社会福祉費 負 担 金	千円 8,000	障害者医療費
				3. 生活保護費 負 担 金	102,750	生活保護費
計	10,407,094	110,750	10,517,844			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 571,444	千円 1,523	千円 572,967	1. 社会福祉費 補助金	千円 1,523	千円 地域生活支援事業 825 指定事業者管理システム改修補助金 698
5. 教育費 国庫補助金	25,997	36,978	62,975	9. 義務教育 施設整備費 補助金	36,978	松原第六中学校大規模改造事業
計	1,007,608	38,501	1,046,109			

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 府負担金	千円 3,102,990	千円 4,000	千円 3,106,990	1. 社会福祉費 負担金	千円 4,000	自立支援医療費 千円
計	3,236,604	4,000	3,240,604			

(款) 15. 府支出金

(款) 15. 府支出金

(項) 2. 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 府補助金	千円 803,359	千円 1,500	千円 804,859	1. 社会福祉費 補助金	千円 1,500	重度障害者医療費助成 千円
計	921,552	1,500	923,052			

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 3,336,097	千円 142,661	千円 3,478,758	1. 雑入	千円 142,661	雑入 千円
計	3,336,116	142,661	3,478,777			

(款) 19. 諸収入

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 教育債	千円 49,900	千円 67,800	千円 117,700	1. 義務教育 施設整備 事業債	千円 67,800 松原第六中学校大規模改造事業	
計	2,927,300	67,800	2,995,100			

3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉 総務費	千円 3,094,181	千円 1,396	千円 3,095,577	千円 698	千円	千円	千円 698	12. 委託料	千円 1,396	千円 その他委託料 福祉事業者指導監査等事務事業 1,396	
2. 重度障害者 医療費	266,559	3,000	269,559	1,500			1,500	19. 扶助費	3,000	重度障害者医療費助成事業 3,000	
9. 介護保険費	2,069,642	60,875	2,130,517				60,875	27. 繰出金	60,875	他会計繰出金 介護保険特別会計繰出金 60,875	
11. 障害者 自立支援費	4,263,522	50,235	4,313,757	12,825			37,410	12. 委託料	7,396	千円 その他委託料 自立支援医療事業 16,000	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	26,839	千円 負担金 地域生活支援事業 32,585 障害者総合支援法事務事業 1,650	
								19. 扶助費	16,000		
計	12,461,003	115,506	12,576,509	15,023			100,483				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
2. 扶助費	千円 6,213,000	千円 137,000	千円 6,350,000	千円 102,750	千円	千円	千円 34,250	19. 扶助費	千円 137,000	千円 生活保護事業 137,000	
計	6,467,895	137,000	6,604,895	102,750			34,250				

(款) 8. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
3. 学校建設費	千円 6,500	千円 104,800	千円 111,300	千円 36,978	千円 67,800	千円 22	12. 委託料	千円 2,800	千円 投資的委託料	千円 松原第六中学校大規模改造事業	
							14. 工事請負費	102,000	投資的工事費	104,800	
計	260,973	104,800	365,773	36,978	67,800	22					

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高	令和5年度中増減見込額			令和5年度末 現在高見込額
			令和5年度中起債見込額		令和5年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普通債	18,186,480 ^{千円}	17,650,434 ^{千円}	2,367,300 ^{千円}	67,800 ^{千円}	1,560,573 ^{千円}	18,524,961 ^{千円}
(1) 教育	4,742,386	4,584,873	19,200	67,800	433,662	4,238,211
合 計	39,426,868	37,152,839	2,927,300	67,800	3,666,215	36,481,724

令和 5 年度

松原市介護保険特別会計補正予算

(第 2 号)

令和 5 年度松原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度松原市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 4, 1 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 0 4 9, 9 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		千円 3,346,148	千円 100,995	千円 3,447,143
	1. 国庫負担金	2,332,941	89,329	2,422,270
	2. 国庫補助金	1,013,207	11,666	1,024,873
3. 支払基金交付金		3,546,642	131,490	3,678,132
	1. 支払基金交付金	3,546,642	131,490	3,678,132
4. 府支出金		1,853,931	60,875	1,914,806
	1. 府負担金	1,776,493	55,831	1,832,324
	2. 府補助金	77,438	5,044	82,482
6. 繰入金		2,390,029	60,875	2,450,904
	1. 他会計繰入金	2,069,642	60,875	2,130,517
7. 諸収入		1,605	139,955	141,560
	3. 雑収入	1,205	139,955	141,160
歳入	合計	13,555,809	494,190	14,049,999

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 246,445	千円 7,194	千円 253,639
	1. 総務管理費	109,054	7,194	116,248
2. 保険給付費		12,641,800	446,648	13,088,448
	1. 介護サービス等諸費	11,686,503	439,147	12,125,650
	3. 高額介護サービス等費	380,300	7,501	387,801
3. 地域支援事業費		546,774	40,348	587,122
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	392,728	40,346	433,074
	4. その他諸費	1,155	2	1,157
歳出	合計	13,555,809	494,190	14,049,999

令和 5 年度

松原市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 2 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	2,358,747 ^{千円}		2,358,747 ^{千円}
2. 国庫支出金	3,346,148	100,995	3,447,143
3. 支払基金交付金	3,546,642	131,490	3,678,132
4. 府支出金	1,853,931	60,875	1,914,806
5. 財産収入	164		164
6. 繰入金	2,390,029	60,875	2,450,904
7. 諸収入	1,605	139,955	141,560
8. 繰越金	58,543		58,543
歳入合計	13,555,809	494,190	14,049,999

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1.総務費	千円 246,445	千円 7,194	千円 253,639	千円 3,597	千円	千円	千円 3,597
2.保険給付費	12,641,800	446,648	13,088,448	145,160		120,595	180,893
3.地域支援事業費	546,774	40,348	587,122	13,113		10,895	16,340
4.基金積立金	10,144		10,144				
5.公債費	3,464		3,464				
6.諸支出金	77,182		77,182				
7.予備費	30,000		30,000				
歳出合計	13,555,809	494,190	14,049,999	161,870		131,490	200,830

2. 歳 入

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 介護給付費負担金	千円 2,332,941	千円 89,329	千円 2,422,270	1. 現年度分	千円 89,329	千円 介護給付費負担金
計	2,332,941	89,329	2,422,270			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 地域支援事業 交付金（介護 予防・日常 生活支援 総合事業）	千円 109,316	千円 8,069	千円 117,385	1. 現年度分	千円 8,069	千円 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
6. 介護保険 事業費補助金		3,597	3,597	1. 介護保険 事業費補助金	3,597	
計	1,013,207	11,666	1,024,873			

(款) 2. 国庫支出金

(款) 3. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費交付金	千円 3,433,733	千円 120,595	千円 3,554,328	1. 現年度分	千円 120,595	介護給付費交付金
2. 地域支援事業支援交付金	112,909	10,895	123,804	1. 現年度分	10,895	地域支援事業支援交付金
計	3,546,642	131,490	3,678,132			

(款) 4. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費負担金	千円 1,776,493	千円 55,831	千円 1,832,324	1. 現年度分	千円 55,831	介護給付費負担金 千円
計	1,776,493	55,831	1,832,324			

(款) 4. 府支出金

(款) 4. 府支出金

(項) 2. 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地域支援事業 交付金 (介護 予防・日常 生活支援 総合事業)	千円 51,486	千円 5,044	千円 56,530	1. 現年度分	千円 5,044	千円 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)
計	77,438	5,044	82,482			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 2,069,642	千円 60,875	千円 2,130,517	1. 一般会計繰入金	千円 60,875	千円
計	2,069,642	60,875	2,130,517			

(款) 6. 繰入金

(款) 7. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	千円 505	千円 139,955	千円 140,460	1. 雑入	千円 139,955	雑入 千円
計	1,205	139,955	141,160			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 109,054	千円 7,194	千円 116,248	千円 3,597	千円	千円	千円 3,597	12. 委託料	千円 7,194	千円 その他委託料	千円 一般事務費 7,194
計	109,054	7,194	116,248	3,597			3,597				

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
1. 居宅介護サービス給付費	6,391,828	480,207	6,872,035	156,067		129,656	194,484	18. 負担金、補助及び交付金	480,207	負担金	居宅介護サービス給付費事業 480,207
2. 地域密着型介護サービス給付費	1,111,726	△135,870	975,856	△44,158		△36,685	△55,027	18. 負担金、補助及び交付金	△135,870	負担金	地域密着型介護サービス給付費事業 △135,870
3. 施設介護サービス給付費	3,299,825	143,399	3,443,224	46,605		38,718	58,076	18. 負担金、補助及び交付金	143,399	負担金	施設介護サービス給付費事業 143,399
6. 居宅介護サービス計画給付費	826,000	△48,589	777,411	△15,792		△13,119	△19,678	18. 負担金、補助及び交付金	△48,589	負担金	居宅介護サービス計画給付費事業 △48,589
計	11,686,503	439,147	12,125,650	142,722		118,570	177,855				

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	千円 351,193	千円 38,269	千円 389,462	千円 12,438	千円	千円 10,333	千円 15,498	18. 負担金、補助及び交付金	千円 38,269	千円 負担金	千円 介護予防・生活支援サービス事業 38,269
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	41,535	2,077	43,612	675		561	841	18. 負担金、補助及び交付金	2,077	負担金	介護予防ケアマネジメント事業 2,077
計	392,728	40,346	433,074	13,113		10,894	16,339				

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 4. その他諸費

1. 審査支払 手数料	1,155	2	1,157			1	1	11. 役務費	2	手数料	審査支払事業	2
計	1,155	2	1,157			1	1					

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 4. その他諸費

議案第 3 号から議案第 16 号まで

別

冊

議案第 17 号

松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第18号

松原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市監査委員に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

松原市監査委員に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について

松原市手数料条例（昭和39年条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 松原市手数料条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第16号中「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改める。

第2条中第52号を第54号とし、第23号から第51号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「届書等」の次に「又は当該届書等情報の内容」を、「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同条第24号とし、同条第21号中「記載事項」の次に「又は当該届書等情報の内容」を加え、同号を同条第23号とし、同条中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、同条第18号の次に次の2号を加える。

(19) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき400円（情報提供等記録開示システムにより発行するとき又は同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求するときは、無料）

(20) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき700円（情報提供等記録開示システムにより発行するとき又は同一事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求するときは、無料）

第3条第4号中「前条第44号」を「前条第46号」に改め、同条第5号中「前条第45号」を「前条第47号」に改め、同条第6号中「前条第46号」を「前条第48号」に改め、同条第7号中「前条第47号」を「前条第49号」に改め、同条第8号中「前条第52号」を「前条第54号」に改める。

第8条第2項中「第2条第28号」を「第2条第30号」に、「第43号」を「第45号」に、「第47号」を「第49号」に改める。

第2条 松原市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第54号を第55号とし、第50号から第53号までを1号ずつ繰り下げ、同条第49号中「別表第9」を「別表第10」に改め、同号を同条第50号とし、同条第48号中「別表第8」を「別表第9」に改め、同号を同条第49号とし、同条第47号中「別表第7」を「別表第8」に改め、同号を同条第48号とし、同条第46号中「別表第6」を「別表第7」に改め、同号を同条第47号とし、同条第45号中「別表第5」を「別表第6」に改め、同号を同条第46号とし、同条中第44号を第45号とし、第12号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号中「別表第4」を「別表第5」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号

とし、同条第 8 号中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく中間検査 別表第 2 に定める額

第 3 条第 4 号中「前条第 46 号」を「前条第 47 号」に、「別表第 6」を「別表第 7」に改め、同条第 5 号中「前条第 47 号」を「前条第 48 号」に、「別表第 7」を「別表第 8」に改め、同条第 6 号中「前条第 48 号」を「前条第 49 号」に、「別表第 8」を「別表第 9」に改め、同条第 7 号中「前条第 49 号」を「前条第 50 号」に、「別表第 9」を「別表第 10」に改め、同条第 8 号中「前条第 54 号」を「前条第 55 号」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 2 条第 30 号」を「第 2 条第 31 号」に、「第 45 号」を「第 46 号」に、「第 49 号」を「第 50 号」に改める。

別表第 9 を別表第 10 とし、別表第 8 の 1 の項のイ中「設計したものをいう。」の次に「以下この項、」を、「次に定める金額」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000 円）」を加え、同表の 5 の項の（1）中「（昭和 42 年法律第 149 号）」を削り、同表を別表第 9 とし、別表第 2 から別表第 7 までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

事務	手数料の額
宅地造成及び特定盛土等規制法第 18 条第 1 項に規定する中間検査	ア 盛土等の土地の面積が 500 平方メートルの場合 3,900 円
	イ 盛土等の土地の面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の場合 4,300 円
	ウ 盛土等の土地の面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合 4,800 円
	エ 盛土等の土地の面積が 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内の場合 5,500 円
	オ 盛土等の土地の面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合 6,100 円
	カ 盛土等の土地の面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合 7,000 円
	キ 盛土等の土地の面積が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内の場合 9,200 円
	ク 盛土等の土地の面積が 20,000 平方メートルを超

	え 40,000 平方メートル以内の場合	12,600 円
ケ	盛土等の土地の面積が 40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内の場合	18,100 円
コ	盛土等の土地の面積が 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内の場合	24,600 円
サ	盛土等の土地の面積が 100,000 平方メートルを超える場合	31,800 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第20号

松原市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

松原市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市介護保険条例の一部を改正する条例

松原市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

（保険料率）

第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 43, 134円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 64, 938円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 65, 412円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 85, 320円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 94, 800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 113, 760円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が、

1, 200, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 123, 240円

ア 合計所得金額が、1, 200, 000円以上2, 100, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第

14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 142,200円
- ア 合計所得金額が、2,100,000円以上3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 161,160円
- ア 合計所得金額が、3,200,000円以上4,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 180,120円
- ア 合計所得金額が、4,200,000円以上5,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 199,080円
- ア 合計所得金額が、5,200,000円以上6,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 218,040円
- ア 合計所得金額が、6,200,000円以上7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、

次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

- (13) 次のいずれかに該当する者 227,520円
- ア 合計所得金額が、7,200,000円以上8,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 237,000円
- ア 合計所得金額が、8,200,000円以上9,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 246,480円
- ア 合計所得金額が、9,200,000円以上10,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (16) 次のいずれかに該当する者 255,960円
- ア 合計所得金額が、10,200,000円以上11,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)
- (17) 次のいずれかに該当する者 265,440円
- ア 合計所得金額が、11,200,000円以上12,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に

該当する者を除く。)

- (18) 前各号のいずれにも該当しない者 274,920円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,018円とする。
 - 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,018円」とあるのは、「45,978円」と読み替えるものとする。
 - 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,018円」とあるのは、「64,938円」と読み替えるものとする。
- 第6条第3項中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、「(第1項に規定するものを除く。)」を削り、「第10号まで」を「第17号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の松原市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

松原市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(松原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 松原市国民健康保険条例(昭和35年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項、第15条の5の5第2項及び第15条の9第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第20条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「又は第15条の7」を「若しくは第15条の7」に改め、「第22条第1項各号」の次に「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第22条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に、「又は特例対象被保険者等となつた」を「若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」に改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第22条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第22条の4第2項中「及び第3項」を削り、「前項に規定する」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改め、同条第4項中「、第1項中」の次に「「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、」を加え、同条第6項中「及び第3項」を削り、「前項に規定する」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改め、同条第8項中「、第5項中」を「、第5項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、」に改める。

第2条 松原市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第11条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者

等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、「府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の4の2までを次のように改める。

第15条の2から第15条の4の2まで 削除

第15条の5中「又は第15条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第22条第1項において同じ。)」を削る。

第15条の5の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世

帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第15条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削る。

第15条の5の6から第15条の5の9までを次のように改める。

第15条の5の6から第15条の5の9まで 削除

第15条の5の10中「又は第15条の5の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第22条第1項において同じ。））」を削る。

第15条の6第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第20条第1項中「、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6」を「若しくは第15条の5の3」に改め、「若しくは第15条の4」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」を削り、同条第2項中「、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6」を「若しくは第15条の5の3」に改め、「若しくは第15条の4」を削る。

第22条第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、同条第4項中「又は第15条の2」を削る。

第22条の3第1項中「又は第15条の4」を削り、同条第3項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の8」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の4」を削り、同条第6項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の8」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と」を削る。

第22条の4第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第15条の2」を削り、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

第3条 松原市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第3条の規定 令和6年12月2日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 第1項第2号に掲げる日の前において、第3条の規定による改正前の松原市国民健康保険条例第28条第1項に規定する者に該当する者に対する過料の適用については、なお従前の例による。

議案第 2 2 号

松原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

松原市道路占用料徴収条例（昭和 3 1 年条例第 1 1 号）の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

松原市道路占用料徴収条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 前2条の規定にかかわらず、占用期間が1月未満であるときは、前2条の規定により算定した額に、当該額に課すべき消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を占用料の納入額とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	電柱	1本につき1年	4,000円
	支柱（電柱）		4,100円
	支線柱（電柱）		1,900円
	支線（電柱）		790円
	電話柱		2,400円
	支柱（電話柱）		2,100円
	支線柱（電話柱）		1,800円
	支線（電話柱）		790円
	その他柱類		240円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	14円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,400円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,700円
郵便差出箱及び信書便差出箱	2,000円		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,700円	

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未 満のもの		長さ1メートル につき1年	98円
	外径が0.07メートル以 上0.10メートル未満の もの			140円
	外径が0.10メートル以 上0.15メートル未満の もの			210円
	外径が0.15メートル以 上0.20メートル未満の もの			280円
	外径が0.20メートル以 上0.30メートル未満の もの			420円
	外径が0.30メートル以 上0.40メートル未満の もの			560円
	外径が0.40メートル以 上0.70メートル未満の もの			980円
	外径が0.70メートル以 上1メートル未満のもの			1,400円
	外径が1メートル以上のもの			2,800円
	マンホールその他これに類 するもの			占用面積1平方 メートルにつき
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1年	4,700円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路			2,400円
	地下に設ける通路			1,400円
	その他のもの			4,700円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	47円
道路法施行 令（昭和 27年政令	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設 けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	470円

第479号。以下「施行令」という。)第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,700円
	標識		1本につき1年	3,800円
	旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日	47円
	幕(施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	47円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1年	4,700円
その他のもの		2,400円		
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき	470円
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	470円
施行令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	4,700円
その他のもの			占有面積1平方メートルにつき又は長さ1メートルにつき1年	360円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

松原市南部大阪都市計画田井城6丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定について

松原市南部大阪都市計画田井城6丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市南部大阪都市計画田井城6丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、本市が定める南部大阪都市計画田井城6丁目地区地区計画（以下「田井城6丁目地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、田井城6丁目地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 田井城6丁目地区計画の区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外を建築してはならない。

- (1) 令第130条の5の2第2号に掲げる建築物
- (2) 令第130条の5の2第4号に掲げる建築物
- (3) 令第130条の5の3第2号に掲げる建築物
- (4) 令第130条の5の3第3号に掲げる建築物
- (5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの

(建築物の建ぺい率の制限)

第5条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の5以下でなければならない。

(建築物の高さの制限)

第6条 建築物の高さは、15メートル以下でなければならない。

2 前項の建築物の高さの算定については、次の各号に掲げる部分を算入しない。

- (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合における当該屋上部分の高さが5メートルまでの部分
- (2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部

(建築物の壁面の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下の部分を除く。以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に定める数値以上でなければならない。

- (1) 道路の境界線に接する場合 5.0メートル
- (2) 前号以外の場合で田井城6丁目地区計画の区域外と接する場合

2. 0メートル

(3) 前2号以外の場合 1. 0メートル

2 次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、前項の規定は、適用しない。

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの

(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

(建築物の敷地面積の制限)

第8条 建築物の敷地面積は、3, 000平方メートル以上でなければならない。

2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により、当該土地の面積が減少し、前項の規定に適合しなくなる場合であって、その全部を一の敷地として使用するときにおいては、同項の規定は、適用しない。

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が田井城6丁目地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が田井城6丁目地区計画の区域内に属するときは当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用し、その敷地の過半が田井城6丁目地区計画の区域外に属するときは当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして適正な都市機能及び健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、その許可の範囲内において、第4条から第8条までの規定は、適用しない。

2 市長は、前項の許可をするときは、条件を付することができる。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第12条 次の各号に該当する者は、500, 000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条、第6条第1項及び第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 第8条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後に、当該建築物の敷地を分割することにより、同項の規定に違反した場合においては、分割前の当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

(4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意

によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

松原市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市空き家等の適切な管理に関する条例（令和3年条例第20号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

松原市空き家等の適切な管理に関する条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 所有者等は、市が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第6条第2項中「第10条」を「第12条」に、「第12条第1項」を「第14条第1項」に、「職員又は」を「法定外空家等の所有者等に対し、当該法定外空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改め、同条第3項中「職員」を「当該職員」に改める。

第7条第2項中「地方公共団体の長」の次に「、法定外空家等に工作物を設置している者」を加える。

第9条中「法第7条」を「法第8条」に改める。

第16条を第18条とする。

第15条第1項中「第12条第1項」を「第14条第1項」に、「5万円」を「50,000円」に改め、同条第2項中「2万円」を「20,000円」に改め、同条を第17条とする。

第14条を第16条とし、第13条の見出しを削り、同条を第15条とし、第12条の見出しを削り、同条を第14条とし、第11条の見出しを削り、同条を第13条とし、第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（法定外特定空家等の所有者等に対する措置）」を付し、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（適切な管理が行われていない法定外空家等の所有者等に対する措置）

第10条 市長は、法定外空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば法定外特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる法定外空家等（以下「法定外管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、法第6条第1項に規定する基本指針（同条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に準じ、当該法定外管理不全空家等が法定外特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

第11条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該法定外管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば法定外特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該法定外管理不全空家等が法定外特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

松原市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

松原市都市公園条例（昭和 58 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市都市公園条例の一部を改正する条例

松原市都市公園条例（昭和58年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 前2条の規定にかかわらず、占用期間が1月未満であるときは、前2条の規定により算定した占用料の額に、当該額に課すべき消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を占用料の納入額とする。

別表（2）公園の占用料の表を次のように改める。

（2）公園の占用料

占用物件	単位	占用料
電柱	1本につき1年	4,000円
支柱（電柱）		4,100円
支線柱（電柱）		1,900円
支線（電柱）		790円
電話柱		2,400円
支柱（電話柱）		2,100円
支線柱（電話柱）		1,800円
支線（電話柱）		790円
その他柱類		240円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年
地下電線その他地下に設ける線類	14円	
地上に設ける変圧器	1個につき1年	2,400円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	4,700円
郵便差出箱及び信書便差出箱		2,000円
水道管、下水道管、ガス管その他 これらに類するもの	長さ1メートルにつき 1年	98円
外径が0.07メートル未満のもの		140円
外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		
外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	210円	

ル未満のもの		
外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		280円
外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		420円
外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		560円
外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		980円
外径が0.70メートル以上1メートル未満のもの		1,400円
外径が1メートル以上のもの		2,800円
マンホールその他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
工事中施設及び工事中材料	占用面積1平方メートルにつき1月	470円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき又は長さ1メートルにつき1年	360円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

松原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

松原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第29
号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

松原市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

松原市水道事業給水条例（平成9年条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

松原市水道事業給水条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項及び第36条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

(仮称)北認定こども園建設工事請負契約について

次のとおり(仮称)北認定こども園建設工事請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 (仮称)北認定こども園建設工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 1,135,569,600円
- 4 契約の相手方 シマ・山本工務店特定建設工事共同企業体
代表者
大阪市浪速区難波中1丁目13番8号
株式会社シマ
代表取締役 高山 雅和

令和6年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

(参考)

- 1 工事内容 木造 平屋
敷地面積 5,063.29㎡
延床面積 1,868.09㎡
- 2 工事場所 松原市別所3丁目64番1外
- 3 工期 契約の日から令和7年3月31日まで

議案第 29 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり
認定及び廃止する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

整理番号	路線番号	名称	起点地番	終点地番	認定廃止区分
1	12072	天美西72号線	天美西8丁目189番地先	天美西3丁目223番地先	認定
2	14050	天美北50号線	天美北2丁目95番11地先	天美北2丁目92番18地先	認定
3	14077	天美北77号線	天美北8丁目351番14地先	天美北8丁目351番15地先	認定
4	15116	天美我堂116号線	天美我堂6丁目67番9地先	天美我堂6丁目67番6地先	認定
5	21137	阿保137号線	阿保3丁目194番6地先	阿保3丁目194番4地先	認定
6	24035	松ヶ丘35号線	松ヶ丘1丁目358番122地先	松ヶ丘1丁目358番123地先	認定
7	24036	松ヶ丘36号線	松ヶ丘1丁目358番114地先	松ヶ丘1丁目358番117地先	認定
8	25017	三宅東17号線	三宅東1丁目1739番3地先	三宅東1丁目1739番9地先	認定
9	27023	三宅西23号線	三宅西2丁目535番2地先	三宅西2丁目466番13地先	認定
10	27024	三宅西24号線	三宅西7丁目993番1地先	三宅西7丁目903番1地先	認定
11	27025	三宅西25号線	三宅西5丁目877番1地先	三宅西5丁目927番5地先	認定
12	41086	北新町86号線	北新町6丁目198番1地先	北新町6丁目199番18地先	認定
13	51066	河合66号線	河合3丁目391番4地先	河合3丁目391番33地先	認定
14	53068	高見の里68号線	高見の里3丁目103番4地先	高見の里3丁目94番16地先	認定
15	61066	上田66号線	上田2丁目395番1地先	上田2丁目334番112地先	認定
16	61090	上田90号線	上田7丁目121番7地先	上田7丁目121番11地先	認定
17	62087	岡87号線	岡4丁目598番8地先	岡4丁目598番12地先	認定
18	63038	柴垣38号線	柴垣2丁目517番14地先	柴垣2丁目517番10地先	認定
19	65067	立部67号線	立部2丁目232番5地先	立部2丁目232番7地先	認定

整理番号	路線番号	名称	起点地番	終点地番	認定廃止区分
1	14050	天美北50号線	天美北2丁目92番41地先	天美北2丁目92番14地先	廃止
2	14052	天美北52号線	天美北2丁目95番11地先	天美北2丁目95番10地先	廃止
3	27023	三宅西23号線	三宅西2丁目535番2地先	三宅西2丁目466番4地先	廃止
4	61066	上田66号線	上田2丁目395番1地先	上田2丁目305番63地先	廃止

